

第1回 酒田市地域福祉計画策定に関する懇話会次第

日時：令和3年7月1日(木)

午後1時30分～

場所：市役所第一委員会室

委嘱状交付

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 会長の選任及び副会長の指名

5 協 議

(1) 地域福祉計画の説明

①第4期酒田市地域福祉計画の策定について 資料1

②第3期酒田市地域福祉計画の進捗状況について(福祉課) 資料2-1
第3期酒田市地域福祉活動計画の評価について(社会福祉協議会)

資料2-2

③アンケート調査及び意見聴取会について 資料3-1, 2

(2) 意見交換

「第3期酒田市地域福祉計画の振り返りについて」

(3) その他

6 その他

7 閉 会

酒田市地域福祉計画策定に関する懇話会委員名簿

(敬称略：50音順)

No.	委員名	推薦団体等	備考
1	阿部 直善	酒田市社会福祉協議会	
2	五十嵐 京	酒田飽海地区保護司会	
3	小野 英男	酒田市自治会連合会	
4	小関 久恵	東北公益文科大学	
5	小山 憲樹	酒田手をつなぐ育成会	
6	齋藤 学	酒田市子ども会育成連合会	欠席
7	佐藤 次雄	酒田市地区自治会連合会	
8	佐藤 春好	公募委員	
9	佐藤 やす子	酒田市民生委員・児童委員協議会連合会	
10	須田 和子	酒田市ボランティア連絡協議会	
11	西田 不二郎	酒田市老人クラブ連合会	
12	堀 まり	酒田市地域包括支援センター長会	欠席
13	村上 幸子	酒田市八幡自治会長会	

(事務局)

酒 田 市	白畑 真由美	健康福祉部長	
	池田 裕子	健康福祉部福祉課長	
	阿部 美穂	健康福祉部子育て支援課長	
	松田 俊一	健康福祉部健康課長	
	山口 美穂	健康福祉部介護保険課長	
	長尾 和浩	市民部まちづくり推進課長	
	星川 祐一	健康福祉部福祉課長補佐	
	渋谷 要	健康福祉部福祉課長補佐兼地域福祉係長	
	齋藤 直樹	健康福祉部福祉課地域福祉係調整主任	
	那須 寛之	健康福祉部福祉課地域福祉係主事	

酒 田 市 社 会 福 祉 協 議 会	桐澤 聡	常務理事兼事務局長	
	梅木 和広	事務局次長兼地域福祉課長	
	榎本 浩	地域福祉課長補佐	
	渋谷 正樹	地域福祉課主査兼地域福祉係長	
	大川 慎	地域福祉課地域福祉係主任	

○酒田市地域福祉計画策定に関する懇話会要綱

(平成18年5月18日告示第110号)

改正 平成22年6月11日告示第324号

(目的)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、地域福祉計画の策定にあたり、広く住民の意見を聴取するため、酒田市地域福祉計画策定に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療、保健団体関係者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、一の地域福祉計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会の会議には、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、健康福祉部に置く。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成22年6月11日告示第324号)

この告示は、平成22年6月16日から施行する。